

令和8年第31回（8月）川俣町農業委員会定例総会会議録

令和8年8月17日（月曜日）午後1時30分開会

1. 応招（出席）委員は次のとおりである。

2番 佐藤朋子君	3番 安田泰良君	4番 廣野忠次君
5番 伊藤正清君	6番 佐藤眞一君	7番 佐藤吉彦君
8番 菅野儀政君	9番 齋藤勝士君	10番 間律子君
11番 谷田部広好君	12番 遠藤政信君	13番 菅野幹雄君
14番 齋藤広幸君	15番 大内勇人君	16番 落合啓好君
17番 菅野利則君	18番 菅野朝夫君	19番 高橋忠俊君

2. 不応招（欠席）委員は次のとおりである。

1番 高橋亨君

3. 説明のため出席した事務局職員は、次のとおりである。

事務局長	穴沢幸也君	副主査	武藤有哉君
農地係長	酒井可南子君		

4. 本会議案件は次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案の上程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（許可）
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について（進達）
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

その他

資料1 農地改良行為届出について
資料2 公務災害補償制度（普通傷害保険）加入について
資料3 令和8年度農地パトロール実施要領について
資料4 令和8年度水稻作況調査について
資料5 令和8年度年金巡回相談会について

議案審議

議案内容説明・質疑・討論・採決（議案第1号～第3号）

会 議 の 経 過

○議長（菅野儀政君） ただいまから第31回川俣町農業委員会定例総会を開会いたします。

出席の農業委員は8名中7名です。農地利用最適化推進委員の出席は11名です。定足に達しておりますので、定例総会は成立しております。（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） それでは、議長より指名させていただきます。

6番、佐藤眞一委員、7番、佐藤吉彦委員にお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） 次に、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について（許可）」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） 農地法第3条の許可申請の許可に係るものは、賃借権の設定2件でございます。

1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、審査のうえ決定するものとする。

令和8年8月17日提出

川俣町農業委員長 菅野儀政

次のページをお開きください。

農地法第3条第1項の許可申請

番号、許可を受けようとする土地等の所在、許可を受けようとする理由、申請当事者の経営面積、自小作別の順に読み上げます。

番号1

申請当事者住所氏名職業

譲渡人 ○○○○○○○○○○○○○○
○○○ ○○○○○○○○

譲受人 ○○○○○○○○○○○○○○
○○○ ○○○○○○○○

許可を受けようとする土地等の所在

○○○○○○○○○○○○○○○

田 ○○○○㎡ほか○筆

計 ○筆 ○○○○㎡

許可を受けようとする理由

申請地は、譲受人の耕作地から近く、利便性と作業効率が良いため、借り受けて規模拡大したい。

(賃借権設定 ○○○○○○○○○○○○)

申請当事者の経営面積

譲渡人	田	○○○m ²
	畑	○○○m ²
	合計	○○○m ²
譲受人	田	○○○m ²
	畑	○○○m ²
	合計	○○○m ²

自小作別 自作地

番号 2

申請当事者住所氏名職業

譲渡人	○○○○○○○○○○○○
	○○○ ○○○○○○
譲受人	○○○○○○○○○○○○
	○○○○○○○○○○○○
	○○○ ○○○○○○

許可を受けようとする土地等の所在

○○○○○○○○○○○○

畑	○○○m ² のうち○○○m ²
計 〇筆	○○○m ² のうち○○○m ²

許可を受けようとする理由

当該地区において新たに「藍染体験工房」を開始するにあたり、藍染めに使用する蓼藍を作付するため。

(賃借権設定 ○○○○○○○○○○○○)

申請当事者の経営面積

譲渡人	田	○○○m ²
	畑	○○○m ²
	合計	○○○m ²
譲受人	田	○○○m ²
	畑	○○○m ²
	合計	○○○m ²

自小作別 自作地

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長（菅野儀政君） 番号2について、先月の第30回定例総会で一度取下げした

案件になります。経緯について、事務局より補足説明をお願いいたします。係長、お願いします。

○農地係長（酒井可南子君） では、事務局より番号２の再申請についてご説明させていただきます。

番号２の申請者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の３条申請については、貸借する農地の一部に整備する農機具倉庫について、県への事前相談では農地転用手続不要と確認しておりましたが、７月、申請を受け付けた後に、県農業担い手課より農地転用手続が必要であるとの指導がありました。そのため、７月の申請を一旦取り下げた上で、８月に農機具倉庫分を差し引いた面積での３条申請と農機具倉庫部分の５条申請を行うべく準備をしておりました。

しかし、その後、県農業担い手課の指導内容に不明瞭な点が多いことから、引き続き確認をしたところ、法律及び国通知に関する県農業担い手課の解釈に誤りがあり、農地転用手続は当初のとおり不要であった旨が判明いたしました。

事業者に対しては、その旨ご説明し、７月に当初申請をいただいたものと面積ほか内容を変えることなく、再申請を８月分として受け付けることといたしました。

委員の皆様におかれましては、二転三転してしまい大変ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菅野儀政君） それでは、番号１について、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。担当委員、１３番、菅野幹雄委員、お願いいたします。

○１３番（菅野幹雄君） １３番、菅野です。

この案件につきましては、７月８日に伊藤委員と共に借受人立会いの下、現地確認並びに内容を確認してございます。なお、貸出人につきましては、８月７日、電話にて内容確認をいたしました。問題ございませんので、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

番号１を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、番号１を原案のとおり許可いたします。

次に、番号２について、担当委員、１２番、遠藤政信委員、お願いいたします。

○１２番（遠藤政信君） １２番、遠藤政信です。

今ほど係長のほうからご説明があったとおりでございますが、現場につきましては、先月の７月８日に廣野委員と確認をいたしまして、今月、こういった事

情で8月分となりますという感じで、8月9日に受人と渡人のほうに再度電話で確認をしております。申請は問題ないかと思しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

番号2を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○6番（佐藤眞一君） 異議は、今のは一応解決しましたね。その関連でちょっと申し上げたいところなのですが。

○議長（菅野儀政君） はい。

○6番（佐藤眞一君） 6番、佐藤です。

県が誤った、これはここに出したり入れたりするようなことを我々の足を使ってやるのだから、県にやっぱり申入れすべきじゃないかなと俺は思うんだよね。ちゃんと仕事として給料をもらってやっているんだから、こんな間違っていたんだか、勘違いしていたんだか、こういうことをやっていたのではしょうがないわけだから。これは我々にも全部かぶってくることだからね。その辺は会長に任せますけれども、県に対して、農業委員会名なり会長名なり、川俣町農業委員長名を入れて、やっぱり県のほうにその辺を徹底してもらう指導をしていただければと思います。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。分かりました。そのように、県のほうにも一応説明させていただきます。

では、異議ありませんので、番号2を原案のとおり許可いたします。

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） 次に、日程第3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について（進達）」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） 農地法第5条の規定による許可申請の進達に係るものは、所有権の移転2件、使用貸借権の設定1件でございます。

5ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

別紙のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、意見を付し進達するものとする。

令和8年8月17日提出

川俣町農業委員長 菅野儀政

次のページをお開きください。

農地法第5条第1項の許可申請

番号、許可を受けようとする土地等の所在、許可を受けようとする理由及び施

設の概要、備考の順に読み上げます。

番号 1

申請当事者住所氏名職業

譲受人 ○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○ ○○○○○○○○

譲渡人 ○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○ ○○○○○○○○

許可を受けようとする土地等の所在

○○○○○○○○○○○○○○○○○
 田 ○○○ m²
 計 田○筆 ○○○ m²

許可を受けようとする理由及び施設の概要

申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したい。
(所有権移転 ○○○円／m²)

備考

太陽光パネル ○○○ m²
駐車場 ○○○ m²
通路・メンテナンススペース ○○○ m²
計 ○○○ m²
うち併用地
公衆用道路 ○○○ m²

番号 2

申請当事者住所氏名職業

譲受人 ○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○ ○○○○○○○○

譲渡人 ○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○ ○○○○○○○○

許可を受けようとする土地等の所在

○○○○○○○○○○○○○○○○○
 畑 ○○○ m²ほか○筆
 計 畑○筆 ○○○ m²

許可を受けようとする理由及び施設の概要

申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したい。
(所有権移転 ○○○円／m²)

備考

太陽光パネル ○○○ m²
通路・メンテナンススペース ○○○ m²

法面	〇〇〇㎡
土堰堤	〇〇〇㎡
土側溝	〇〇〇㎡
計	〇〇〇㎡

次のページをお開きください。

番号 3

申請当事者住所氏名職業

譲受人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇〇 〇〇〇〇〇
譲渡人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇〇〇 〇〇〇〇〇

許可を受けようとする土地等の所在

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
畑	〇〇〇㎡
計 畑〇筆	〇〇〇㎡

許可を受けようとする理由及び施設の概要

申請地を借り受け、事業用資材置場として使用したい。

(使用貸借権 〇〇年間)

備考

碎石置場	〇〇〇㎡
砂置場	〇〇〇㎡
信号機廃棄物一時仮置場	〇〇〇㎡
単管パイプ置場	〇〇〇㎡
車両回転場	〇〇〇㎡
法面ほか	〇〇〇㎡
計	〇〇〇㎡

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長（菅野儀政君） それでは、番号 1 について、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 1 3 番、菅野幹雄委員、お願いいたします。

○ 1 3 番（菅野幹雄君） 1 3 番、菅野です。

この案件につきましては、8 月 4 日に伊藤委員、事務局と共に現地を確認してございます。なお、内容等につきましては、両名代理人に 8 月 7 日、電話にて内容を確認してございます。問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

番号1を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、番号1を原案のとおり許可相当として県知事に意見を付して、送付いたします。

次に、番号2について、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。担当委員、10番、間律子委員、お願いいたします。

○10番（間律子君） 10番、間です。

本件につきましては、8月7日に安田委員と共に現地を確認しました。8月10日に譲渡人及び譲受人の代理人に電話にて申請内容を確認いたしました。申請内容に相違なく問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

番号2を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、番号2を原案のとおり許可相当として県知事に意見を付して、送付いたします。

次に、番号3について、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。14番、齋藤広幸委員、お願いいたします。

○14番（齋藤広幸君） 14番、齋藤です。

8月10日、伊藤委員と現地確認、あと渡人に確認をしております。9日に受人に電話にて確認をしております。内容に相違ございませんので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

番号3を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、番号3を原案のとおり許可相当として県知事に意見を付して、送付いたします。

◇

◇

◇

○議長（菅野儀政君） 次に、日程第4、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。事務局長。

○事務局長（穴沢幸也君） 農用地利用集積等促進計画（案）に係る案件は、農地中間管理事業による賃借権及び使用賃借権の設定で、山木屋地区新規2件でござ

います。

20ページをお開き願います。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

農用地利用集積等促進計画（案）に対して、川俣町長より意見を求められたので、審査のうえ意見書を提出するものとする。

令和8年8月17日提出

川俣町農業委員会 会長 菅野儀政

22ページをお開き願います。

令和8年度9月分川俣町山木屋地区新集積計画（案）は、23ページまで記載のとおりでございます。利用権の設定を受ける農用地の合計を読み上げます。

田の計 〇〇筆 〇〇〇㎡

畑の計 〇〇筆 〇〇〇㎡

合 計 〇〇筆 〇〇〇㎡

なお、借受者が農用地の全てを効率的に利用し耕作を行うこと、必要な農作業に従事することを確認してございます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長（菅野儀政君） それでは、担当委員から補足説明をお願いいたします。番号1について、12番、遠藤政信委員、お願いいたします。

○12番（遠藤政信君） 12番、遠藤です。

番号1の件でございますが、8月8日に廣野忠次委員と菅野朝夫委員にご同行いただきまして、圃場の確認をいたしました。なお、地元にはいない方も多いわけでございます。電話等で8月8日、8月9日、2日にわたりまして電話確認をいたしました。内容について相違ないということでございまして、譲受人につきましては、既に山木屋地区で大きく花卉、水稻を生産されている中核的な農家でございますので、要件も十分満たしていると判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

番号1を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 次に、番号2について、18番、菅野朝夫委員、お願いいたします。

○18番（菅野朝夫君） 菅野です。

8月7日、廣野委員、遠藤委員と現地確認をいたしました。なお、農地所有者等利用権設定者には後日電話にて連絡いたしまして、問題ございませんでしたので、ご報告いたします。

○議長（菅野儀政君） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） よろしいですか。それでは採決いたします。

番号２を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菅野儀政君） 異議ありませんので、原案のとおり農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について「異議なし」と、貸付相手方に関する要件について「条件を満たしている」と、借受者を地域計画の担い手として明記することについて「可」と意見を付して、川俣町長に提出いたします。

本日の議案審議は終了いたしました。

これをもちまして第３１回定例総会を閉会いたします。

（午後１時５０分）

以上、事実と相違ないことを証するため署名する。

川俣町農業委員会

議 長 菅 野 儀 政

議事録署名人 佐 藤 眞 一

議事録署名人 佐 藤 吉 彦